

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

みかんちゃんからのお知らせ

野焼き（野外焼却）はやめましょう

廃棄物の野焼き（野外焼却）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されているよ。ただ、例外としては次のものなどがあるよ。

- ・どんと焼きなどの風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
- ・農業者が行う稲わら等の焼却など、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。（廃ビニールの焼却は含みません）
- ・たき火を行う際の本くず等の焼却など、臭いや煙が近所の迷惑にならない程度に少量で行われる廃棄物の焼却。

※ただし、プラスチック類の焼却や苦情がでる焼却は野焼き禁止の例外にはならないんだよ。

家庭のごみは野焼きをせず、分別してごみの収集場所へだしてね。



【今回のポイント】

- ☞野焼き禁止の例外の場合でも、プラスチック類は焼却できない
- ☞野焼き禁止の例外の場合でも、苦情があった場合は行政指導の対象になる
- ☞家庭のごみは、野焼きをしないで分別をして、ごみの収集場所へだす

☎生活衛生課 ☎0820(79)1012